

新婚のみなさまへ! ✨ ✨ ✨
結婚にともなう新生活を応援します! ✨ ✨ ✨



令和8年度 七戸町結婚新生活支援事業

対象経費
及び
補助金額

対象経費： 婚姻にともなう引っ越し費用、民間賃貸住宅の入居費用・家賃、リフォーム費用

支給期間： 令和8年4月1日から令和9年3月31日の間で、
婚姻届けが受理された日以降に発生した経費

夫婦ともに39歳以下の世帯 上限 **30** 万円
夫婦ともに29歳以下の世帯 上限 **60** 万円

対象要件

次のすべてに該当する世帯

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届けを提出し、受理された新婚世帯
- 婚姻届けを提出した時点で、夫婦共に七戸町に住民票があること
- 申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該住宅となっていること
- 婚姻届を受理された時点で、夫婦共に年齢が39歳以下である
- 新婚夫婦の所得を合算した額が500万円未満である
- 七戸町に継続して定住する意思がある
- 七戸町の指定するいずれかの講座を受講すること
- 夫婦共に、市町村税の滞納がないこと
- 過去に七戸町及び他市町村で同様の趣旨による補助金の交付を受けていないこと

申請の手続き

町ウェブサイトから申請様式をダウンロード、添付書類をご用意のうえ、企画調整課窓口にご提出ください

申請

交付決定

請求

補助金支払

お問合せ

企画調整課 0176-68-2940
詳しくは七戸町WEBサイトをご確認ください



七戸町結婚新生活支援事業



申請に必要な書類



共通書類

- 結婚新生活支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
 - 婚姻後の戸籍謄本の写し
 - 税の滞納がないことを証明する書類
※令和8年1月1日以降に転入した方のみ
 - 夫婦の令和7年分の所得証明書
 - 町の指定する講座を受講したことが分かる書類
- 貸与型奨学金の返済がある場合は次の書類も添付してください
- 令和7年分の貸与型奨学金に係る返済額が分かる書類の写し
(返還証明書、通帳の写しなど)

引越費用を 申請する場合

- 引越に係る領収書の写し
※引越業者を介さない引越費用(レンタカー料金やガソリン代など)は対象になりません。

住宅取得費用・ リフォーム費用を 申請する場合

- 住宅の工事契約書・内訳書の写し
- 工事に係る領収書の写し
- 施工箇所の着工前・完成後の写真
※土地購入代、倉庫・車庫に係る工事費用、外構に係る工事費用、家具・家電の購入費は対象外です。

住宅賃貸費用を 申請する場合

- 賃貸契約書の写し
- 勤務先からの住宅手当受給証明書及び申出書(様式第2号)
- 家賃の支払いを証する書類の写し
(領収書、振込が確認できる通帳の写しなど)
※上記以外の費用(駐車場代、火災保険料など)は対象になりません。
※支給期間内に敷金、礼金、共益費、仲介手数料の支払いがある場合は、併せて支払いを証する書類の写しを提出してください。